

令和元年第2回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和元年6月14日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | | |
|-------|-----|-----|-------|-------------|
| No. 4 | 6番 | 南 館 | かつえ 君 | (P 37～P 44) |
| No. 5 | 11番 | 上 田 | 秀 人 君 | (P 45～P 60) |
| No. 6 | 7番 | 藤 田 | 節 夫 君 | (P 61～P 82) |

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	参 事 兼 会計管理者兼 会 計 室 長	黒羽千春君
参 事 兼 総 務 課 長	真船 貞君	企画政策課長	福田 修君
財 政 課 長	田中茂勝君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
参 事 兼 住民生活課長	鈴木真由美君	福 祉 課 長	相川哲也君
健康推進課長	田部井吉行君	環境保全課長	木村三義君
産業振興課長	長谷川洋之君	参 事 兼 建 設 課 長	鈴木茂和君
上下水道課長	相川 晃君	参 事 兼 学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	藤 田 哲 夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶 務 係 長	金 田 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 早速、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告第4、6番南館かつえ君の一般質問を許します。6番南館かつえ君。

◇6番 南館かつえ君

1. 高齢者の運転免許証返納者の支援について
2. 「赤ちゃん駅」の設置について

○6番（南館かつえ君） 通告の順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目として、高齢者の運転免許証返納者の支援についてですが、昨日、同僚議員からこの質問がありました。私なりに質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

少子高齢化といわれている中で、日本では数十年前から、年金や介護、そして労働人口の減少など、さまざまな関連問題に向き合ってきましたが、高齢者ドライバーに関しては真剣に議論されてきませんでした。

しかし、今年の4月19日に池袋で、87歳の高齢者ドライバーの運転する車が信号無視をし、約150メートル暴走、横断歩道を自転車で渡っていた親子2名が死亡しました。また、10名の重軽傷者を出す悲惨な事故がありました。

87歳のドライバーは、アクセルが戻らなかったと話しているようですが、事故の現場状況から、アクセルとブレーキの踏み間違いが原因なのではないかと考えるのが自然だろうといわれております。

今回のようなブレーキとアクセルの踏み間違い事故や逆走、無謀な運転などによって、多くの命が奪われる悲惨な事故が多く発生するようになり、この問題は一気に注目されるようになってきました。最近では、81歳のドライバーによる事故もあり、昨日もあり、毎日のように報道されています。

警察庁が発表した運転免許統計によりますと、平成30年の全国の運転免許保持者数は約8,230万人、そのうち全体の13.7%に当たる約1,130万人が70歳以上のドライバーで、同年は、そこから約37万6,000人が自主返納したということです。比率にして3.3%。

たび重なる高齢者ドライバーによる事故の報道を受け、家族の説得や自主的な決断により、年々その割合は高くなってきているようですが、裏を返せば、96.7%の

高齢者ドライバーがいまだに免許を返納していない、返納できない理由がある、そう考えると、この数字は決して高いといえるものではないということです。

高齢者ドライバーが免許証を返納しない理由、地域によってさまざまですが、少子高齢化は全国どこへ行っても、日々の生活でよく耳にしますが、地方では都会とは違い、それに加えて進行する過疎化と、ひとり暮らしの高齢者が交通手段を失うことによる孤立、足の問題が発生するという事です。

今は、核家族化や過疎化の影響を受け、単独世帯が年々増加し、2019年現在、約35%である割合は、2040年には40%に達すると見込まれております。免許証返納の大合唱だけでは解決しない、切実な足の確保はどう克服するのか。今後重要な問題になってきますし、対策を考えなければなりません。

我が西郷村は、場所によって不便な地域があり、車がないと病院や買い物にも行けません。最近では、ツルハや農産物直売所まるごと西郷館ができ、一部の地域は便利になりましたが、まだまだ車がないと生活ができないところもあります。免許証を返納したくても、できないのが現状ではないでしょうか。

高齢者ドライバーによる交通事故は、多くの犠牲者を出しております。最近では、テレビの報道もあり、免許証の自主返納者も増えているといわれています。また、一方で、免許証返納に踏み切れない人もいます。それは、月1回病院へ行くのに、バスでは時間的に車の2倍もかかり、タクシーにすると、往復の交通費がとても高い金額になってしまうからです。

先月、80歳台の方から相談がありました。免許証を返納したいが、村では何か補助はありますかとのことでした。このような状況の中でも、自主的に免許証を返納したいという人もおります。今後、このような相談も増えてくる可能性があります。

そこで、お伺いいたします。

以前、平成29年9月議会で同僚議員が、この件で一般質問いたしました。そのときの答弁は、村として、免許証返納者に対して、自治体が行う支援制度はありませんという答弁で、高齢者の方が免許証を返納しやすい環境づくりを進めるよう検討しますとのことでした。

その後、村として、返納しやすい環境づくりは検討しましたか。お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 6番南館議員の一般質問、運転免許証を返納しやすい環境づくりの検討についてということにお答えいたします。

今申されました、昨今、高齢者の交通事故が多発しております。また、大事故に至っております。

事故は、被害者はもちろんのこと、遺族、家族、本当に気の毒であります。また、加害者になった本人にとっても、今まで歩んできた人生に大きな汚点を残す、一瞬にしてふいになってしまうことも考えられます。そして、その家族にも、はかり知れない後悔等が考えられます。

数十年免許があるということで、体のごとく車を使っていることができなくなると

いうこと、免許返納には勇気と決断が必要であります。そして、何よりも環境づくりが必要と考えております。

そこで、村として、今までやってきたかということでもありますけれども、まず、本年3月、県指導により、自主返納された方に対するサービスの拡充を目的とする運転卒業サポート事業が開始されました。

また、タクシー協会に加盟するタクシー会社では、証明書を提示した方、65歳以上の方に、乗車賃金を1割サービスするという制度もあります。

本事業の開始に合わせ、村では広報にしごう5月号で、免許証自主返納のご案内と運転卒業サポート事業について周知を行っております。また、毎年8回実施しております街頭活動の中で、交通安全啓発にあわせ、高齢ドライバーの交通事故防止並びに運転免許証自主返納の呼びかけなど、各種啓発活動を展開しております。

それらの啓発活動とあわせまして、昨年度は、県警察本部に講師派遣を依頼し、65歳以上の方を対象とした危険予測シミュレーターを使用した講習会を実施したところであります。昨年度は初めての試みで、交通安全団体の方を対象に行いましたが、今年度は高齢者の方に多く参加を呼びかけ、実施する予定であります。

今後も高齢者の交通事故防止の啓発活動とともに、返納後の心配のない生活環境づくりに努めるなど、自主返納しやすい環境づくりに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君の再質問を許します。

○6番（南館かつえ君） 今、村長から答弁をいただきましたけれども、まだまだこれからだということでした。

国立長寿医療研究センターが発表しているデータに、運転に関して興味深いものがあります。運転をやめた人は、やめなかった人よりも要介護状態になる確率が8倍近く高いというそうです。

また、今や認知症は、糖尿病や高血圧などとともに、生活習慣病の一つとされております。日々の生活に緊張感と積極性を持たせるという意味でも、高齢者にとって車の運転は、脳の活性化につながる重要な役割を果たしているとする専門医もいるようです。

また、運転免許証をいつ返納すべきか、資料を読んでいる中で参考になる項目がありましたので、ご紹介いたします。

運転免許証返納問題に知っておくべき現実と高齢者ドライバー事故を防ぐために家族ができること、それは一つには、ドライブレコーダーであり、もう一つは、運転時認知障害早期発見チェックリスト30を活用して、家族でコミュニケーションをとることも大切ということで、こういうチェックリストがあるので、後でお渡ししたいと思います。

また、具体的にどこが危険なのかを本人に知ってもらうことです。まずは、ドライブレコーダーの映像を一緒に見てあげる。そして、どこが危険なのかを的確に指摘してあげることで、それが本人の運転を見直すきっかけになります。

また、チェックリスト30は、軽度の認知障がい運転から発見しようとするもので、日本認知症予防学会の浦上克哉理事長監修で作成したものであります。30項目のうち5項目以上にチェックが入った方は、軽度認知障がい以上の要注意です。専門機関の受診を検討しましょうとの内容です。このようなチェックリスト30を高齢者に配付したり、事故を未然に防ぐために活用してもよいのではないのでしょうか。

そして、免許証を返納した方々が不便を感じることはないよう、村として早急に取り組んではいかがでしょうか伺います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） ただいま議員よりご紹介のありました運転時認知障害早期発見チェックリスト30についてですが、議員のほうに先日いただきました。

このチェックリストについてなんですが、高齢ドライバーの方で、ご自分の運転に少しでも不安を抱いている方だけでなく、どなたでも、ご自身の状況について確認することのできるものであると思います。

このチェックリストの結果を見まして、自主返納について、ご本人だけでなく、家族と話し合うきっかけとなるよう、広報誌掲載の方向で進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 今、課長から答弁をいただきました。ぜひ活用して、私たちも使っていければ使っていき、運転の自信のない方、もしくは家族で相談をしながら、そういったものに活用していただければと思います。

また、県内では二本松市で、75歳以上の方々の公共交通機関の無料化を実施しております。また、栃木県小山市は昨年4月、自動車の運転免許証を返納した65歳以上の市民を対象に、市のコミュニティバス、地域バス、おーバスといいますけれども、の利用を終身無料化にしております。

全国でも各自治体で、支援や補助を行っているところもあります。本人から免許証を返納しますとの声があることから、この声を大事にし、今後、支援や補助の検討を早急に取り組んでいく、村としてできることから検討していただきたいと思います。

また、内閣府の調査によると、80歳以上の4人に1人が車を運転しているとの結果が出ております。小規模の市町村ほど、高齢者が運転する機会が多いことがわかりました。電車やバスといった公共交通機関が限られ、車は買い物や通院などに欠かせない生活の足となっていることが裏付けられました。

高齢になるほど認知機能が低下し、運転が難しくなる。外出手段をどう確保するかは重要な課題と指摘しております。西郷村でもデマンド交通はありますが、新たな事業に取り組まなければなりません。

今後、高齢者のための足の確保はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） 6番南館議員の一般質問にお答えいたします。

今後、高齢者のための足の確保はどのように考えているのかについてでございますが、運転免許証返納者をはじめ、免許を持たない高齢者の方にとりましては、通院や買い物のための足の確保は生活を支える上で、非常に重要な問題であると認識しております。

現在、村といたしましては、従来の生活路線バスの運行費補助に加えまして、高齢者に限定したものではございませんが、村民の足の確保といたしまして、平成31年1月よりデマンド交通の実証実験を行っております。

路線バスのように停留所まで歩かず、自宅から病院や商業施設等まで、目的地までドア・ツー・ドアで利用できるデマンド交通を公共交通システムの重要な方策の一つとして捉え、現在、事業化に向け取り組んでいるところでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、この実証実験の結果によっては、デマンド交通では対応できない場合など発生する可能性もございます。そうした場合の対応といたしましては、やはりタクシー料金の補助など補完的な施策を行うことも必要かと考えておりますので、今後、そういった対策も構築していければと思っております。

村といたしましても、高齢者の足の確保につきましては、西郷村公共交通協議会の中でも審議をしながら、柔軟に対応できるような仕組みづくりを行っていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 一応、タクシーの補助等々、今説明をいただきましたけれども、これは緊急を要する問題でもありますので、できれば早急に取り組んでいただければと思います。

また、先日、6月11日の新聞に政府の方針として、高齢者に新免許制度としてのことが掲載されておりました。民報に出ていたものですが、皆さんもごらんになっているかと思えます。

安全機能付き限定を想定ということで、自動ブレーキなどの安全機能がついた自動車のみを運転できるようにする制度を想定、こうした自動車の普及策なども話し合う。また、高齢者の移動の足の確保に向けた施策も推進していく等々出ておりましたので、一日でも早く、そういうものを活用しながら、また国の政策もありますけれども、村独自のものも、一日も早く取り組んでいただければと思います。

また、東京都では、事故防止装置取り付けの費用、東京都が9割補助する、このような取り組みを早速実施しているところもあります。東京と西郷村では、金額の面、予算も違いますが、すぐに対応する、このようなことも大事ではないでしょうか。

西郷村としても、一日も早く取り組んでいただきたいと思いますが、最後に村長にも伺います。先ほども答弁ではありましたが、免許証返納について、また支援対策をどう考えているか、再度お聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

6月11日、新聞に載っていました。高齢者の対応として、自動ブレーキというこ

とも承知しております。また、東京都では早速、9割の補助ということで、ブレーキ、アクセルの誤作動を防止するというので、それも実施したということを知っております。

村としても、デマンド交通も含めながら、いろんな方向で検討していきたいと考えております。

また、先ほど、最後にありました免許証の申請手数料ですね。返還に対する手数料ですけれども、これが高齢者による悲惨な事故をなくす一助となるものであると考えてまして、手数料の補助について、前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 一日も早く取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

2点目の質問といたしまして、赤ちゃん駅の設置についてお伺いいたします。

赤ちゃん駅の設置については、何回か一般質問をさせていただきました。改めて、赤ちゃん駅について説明をさせていただきます。

乳幼児を連れて、母親などが外出時に、おむつ交換や授乳するために気軽に立ち寄れる施設で、東京都板橋区で始まって以来、各地に広がっております。子育て中の家族が安心して、楽しく外出できる環境づくりを進める取り組みでございます。

公共施設などの一部を活用し、スペースを提供するだけ、地域ぐるみで子育て世代を支える有効な取り組みとして、注目を集めております。

前回の質問で紹介いたしましたが、アンケート調査によると、子どもを連れて外出する際に不便を感じますかとの質問に、「感じる」と答えたママは全体の92%でした。また、乳幼児連れの外出では、どのような点で不便を感じますかとの質問には、おむつ交換できる場所がないとか授乳できる場所が少ない、また、自分の用が足せない、ベビーカーで入れない等々、半数以上が悩んでいる状況でした。

西郷村は人口が増えていて、4月に開園した保育園も、多くの子どもたちが入園している状況です。アンケート調査でもわかるように、安心して外出できる環境づくりに取り組んでいかななくてはなりません。

県内では赤ちゃん駅を、いわき市は49か所に設置、喜多方市では17か所に設置しております。村としても、子育て支援の一環として、赤ちゃん駅を設置してはどうか伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 赤ちゃん駅を設置してはどうかというご質問でございますが、現状についてお話ししたいと思います。

現状において、役場本庁舎内において、おむつ交換や授乳利用等の希望があった場合には、専用スペースの確保が難しいことから、子育て支援センター相談室の中にご案内しているところであります。

また、保健福祉センターにおいては、女子トイレ内に可動式のおむつ交換台が設置

されており、授乳に関しては、お声かけいただければ、調理室等を貸し出ししている状況でございます。

文化センターにおいては、2階女子トイレ内に赤ちゃん用ベッドをおむつ交換台として設置し、お声かけいただければ、別室をご案内するなどの対応をしてみたいと思っております。

今後、村の役場庁舎建てかえ計画もありますし、その他、公共施設等整備計画など施設整備を行う際には、赤ちゃん駅の設置を含めた施設づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、既存の公共施設におきましても、簡単な方法で何か対応できないかなど、検討してみたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 今、村長から答弁いただきましたけれども、道の駅の計画や庁舎の計画は、この先、何年も先のことであって、できれば早急に、こういう赤ちゃん駅を設置して、個室になっているので、周りを気にせず授乳とかできる、おむつ交換ができるというものなので、一日も早く設置していただきたいと思います。

前回もお話しいたしましたけれども、移動式の赤ちゃん駅もあるということです。イベントや子育ての講演会などがある場合に、移動式の赤ちゃん駅をその会場に設置しておき、保護者の方に利用してもらおう、このようなこともぜひ取り組んではいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ただいま、移動式の赤ちゃん駅に取り組んでどうかというご質問でありますけれども、移動式の赤ちゃん駅は、イベント開催時など、屋外で人目を気にせず、自由に授乳やおむつ交換を行えるスペースの確保ということであります。その確保に移動式のテント等が多く使われており、椅子や折り畳み式のおむつ交換台など設置されております。

こうした場所を設けることで、乳幼児を連れた保護者が安心して気軽にイベント等に参加できるようになるなど、子育て支援のための環境整備に寄与することのほか、災害時などの活用にも考えられるところであります。

このようなことを踏まえまして、今後、赤ちゃん連れの保護者が参加できるようなイベントの開催時など、専用テントの購入など、移動式の赤ちゃん駅の設置について、対応してみたいと考えております。

そして、何よりも大切なことは、イベントを開催する側の職員の、高齢者、障がい者はもちろんのこと、赤ちゃんを連れたお母さんに対して、お声かけや気配りなど、きめ細かな対応が必要かと考えておりますので、あわせて対応していきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 今、村長から答弁がありました。了解いたします。

村では、庁舎や文化センター、また直売所やキョロロン村等々に多くの方が来場し

ます。また、道の駅の計画もありますが、県外や村外からも多くの方々が道の駅に来ます。そのときに赤ちゃん駅があれば、子育て中の保護者に立ち寄っていただける、このような環境づくりをして、安心して楽しく外出できるように、赤ちゃん駅を早急に設置していただけることをお願いして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇ 1 1 番 上田秀人君

1. 再生可能エネルギーについて
2. 健康づくり事業について

○ 1 1 番（上田秀人君） 1 1 番、日本共産党の上田秀人です。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の第 1 点目といたしまして、再生可能エネルギーについてということをございます。

4 月 2 5 日の新聞報道で、羽太牧ノ入・羽太滝ノ沢地内への太陽光発電の関連について新聞報道がされたということで、伺いたいというふうに思います。

今申し上げましたように、本年 4 月 2 5 日、県森林審議会森林保安部会が開催されて、太陽光発電施設の造成を目的として、西郷村を含む林地開発 5 件が適当と県に答申されたという報道がされております。この新聞報道によりますと、西郷村内に関連しましては、羽太牧ノ入地区が 2 2 ヘクタール、羽太滝ノ沢地区で 3 6 ヘクタール、合わせて 5 8 ヘクタールに及ぶというふうに報じられております。

太陽光発電については、地球温暖化対策の主要政策の一つだというふうに私も理解をしております。いわゆる石油・石炭などの化石燃料による二酸化炭素の増大を防止するためにとられてきた施策であり、福島県においては、脱原発を掲げ、関連施設の設置が進められているというふうに理解をしているところでございます。

そこで、私ども日本共産党においても、人類の生存を脅かす気候変動を防ぐため、脱炭素・再生可能エネルギー採用の世界の流れの中で、原発に頼らないエネルギー政策として、再生可能エネルギーの開発と普及を進め、地域振興、循環型社会の構築が必要であるというふうに考えるところでございます。

しかしながら、林地開発において、森林保全・造成等の活動を通じて、地球温暖化対策に寄与することが本来の目的だと理解をしております。しかし、本件の林地開発においては、立木を伐採、皆伐し、太陽光発電を行うというものであり、発電事業ありきの内容ではないかというふうに考えるところでございます。

そこで、1 点目、伺いたいと思いますけれども、2 地区において 5 8 ヘクタールに及ぶ大規模な林地開発に対して、村はどのような考えなのか、まず考えを伺いたいと思います。お示してください。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 1 1 番上田議員の一般質問にお答えいたします。

質問第 1、再生可能エネルギーについての羽太牧ノ入・羽太滝ノ沢地内への太陽光発電関連についての 1 点目、5 8 ヘクタールに及ぶ大規模な林地開発に対する村の考えを伺いますの質問にお答えをいたします。

森林は、先ほど議員からもございましたように、水源の涵養、災害の防止、環境の保全等、公益的機能を有し、生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しております。開発により、これら森林の機能が失われてしまった場合は、これを回復することは非常に困難なものとなります。

したがって、開発行為を行う場合は、森林の有する役割を阻害しないよう、適切に行わなければなりません。

今回の開発につきましては、森林法第5条の規定により、福島県が立てた阿武隈川地域森林計画内の対象民有林であり、1ヘクタール以上の開発行為であることから、開発許可の許可権者は福島県知事となります。村が直接許可を出すものではないということでございます。

県は、県の大規模開発行為計画事前協議の注意事項等により、本村、それから県、各担当課と事業者等との個別協議等が進んだ後、許可の基準であります災害の防止、水害の防止、水の確保、それから環境の保全の4つの基準を満たしているかどうかなどにより、許可の判断をすることとなります。

その中で、今回の林地開発の許可に当たりましては、林地開発許可申請に係る意見ということで、村に意見を求めています。

村では、それに対し、開発区域内の雨水及び泥水、その他の排水は、場内で対策を講じ、下流域にそれら汚水等が流出しないよう、排水施設には万全を期すこと、また、開発区域から流出した土砂等が用排水路、河川に堆積した場合は、開発行為者の責任により早急に撤去すること、それから、開発区域における当該行為について、残置または造成する森林の維持管理に関する協定書の内容を遵守することなどの意見を付して、回答をいたしております。間接的ではございますが、村の考えが含まれることとなります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の再質問を許します。

○11番（上田秀人君） ただいま答弁いただいたんですけれども、まず、58ヘクタールに及ぶ大規模な林地開発に対する村の考えということで、今、許認可、許可権者は県知事にあるということで、という答弁いただいて、そのほかに水源涵養林とか、流出防止とか、いろんな説明いただいたんですけれども、まず私が聞きたいのは、以前にもこの場で、私、申し上げたと思うんですけれども、いわゆる植物というのは、二酸化炭素を吸収して、酸素を放出しますよね。それによって、我々、こうやって生活ができる、酸素の供給を受けることができるわけですよね。

そういった役割を持っている植物がある貴重な山林を58ヘクタールも伐採をして、太陽光を設置することに対して、村はどんなお考えなんですかということなんですよ。

多分、聞いても答えられないだろうなと思いますよ。だめともいいとも言えませんよね。行政手続に基づいて、申請が適正であれば許可せざるを得ない。県知事にそういうふうに答申しなければならないということになるんでしょうからね。ただ、村として、本当に考えはどうかということなんです。

この後にこれは絡んできますので、とりあえずそこは置いておきます。

それでは、本件の事業者から村に対して説明があったのか。どういう説明があったのか、わかればお示してください。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） 11番上田議員の一般質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーについて、事業者からの説明があったのかについてでございますが、羽太牧ノ入・滝ノ沢、この2か所の太陽光発電の造成事業計画につきまして、平成30年1月26日、牧ノ入地区につきましては平成30年4月23日に、それぞれ役場内において、関係部署を対象といたしまして、事業概要の説明会を開催しております。

説明会におきましては、事業者の紹介、事業概要及びスケジュール、その時点での進捗状況などについての説明でございました。

村からは、事業者に対しまして、各法令等に対します手続を担当機関と十分に協議し、遵守することや、地域住民への説明を十分にすることなど、意見として述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 本件事業者から村に対して説明があったと、協議をしたということで理解をしたいと思います。

その中で、各法令に基づいてということで、今お話ありましたけれども、これ、林地開発に関しての法令ですよね。現実的に、太陽光に関しての法令というのは、まだ十分じゃないというのは、昨日の同僚議員の質問の中でも明らかになってきています。

そういった中で、村はどういうふうに対応していくのかというのが、私も同じ不安を持っている者の1人であります。

次の質問に入りたいと思います。

県の森林審議会森林保全部会から、村の意向調査などあったのか伺いますということなんですけれども、さっきの答弁にあったように、意見を求められて、それに対して、水源涵養林の話とか、いろんな意見を述べているということで理解をしたいと思います。

続いて、4つ目の当該地における事業実施前、実施中、実施後の各期間中のかかわりについて伺いますということなんですけれども、いわゆる太陽光発電が実施される前、そして発電が実施される、そして定額の買い取り期間が終わった後のその後、これについて、村はどのようにかかわりを持っていくのかお示してください。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

4点目の当該地における事業実施前、実施中、実施後の各期間中のかかわりについて、お答えをいたします。

産業振興課といたしましては、事業実施前におきましては、産業振興課のみならず、事業者と各担当課において協議を行って、同意及び協定を締結しております。

失礼いたしました。産業振興課におきましては、具体的には、残置または造成する森林の維持管理に関する協定、それから環境保全に関する協定、そして、そのほか、公共施設管理者の同意、用排水施設管理者の同意等を行っております。

事業実施中のかかわりにつきましては、問題発生時には、監督官庁である県と連携して対応してまいります。

また、事業実施後のかかわりにつきましては、事業実施前に行った協議内容及び締結した協定内容に基づいて指導していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 県と連携をして、あとは関係官庁と連携をしてということで理解をしたいと思うんですけども、平成28年4月に環境省が、太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集というのをまとめているんですね。これ見ていますと、まさに環境省というのは無責任だなというふうに思いますよ。

はじめにということで、いろいろ書いてありますけれども、地域自然環境、生活環境の景観への影響について懸念されるケースも見受けられるようになりましたと。地域の状況に左右される面もあり、環境をよく知る自治体の対応が効果的な場合も多いと考えられますと。こういう文章ってあるんですかね、これね。全く自治体に投げ込んでいないんじゃないですか。

ここではさらに、環境影響評価条例や景観条例等に基づいて、事業者に対して適切な環境配慮を求める制度について紹介をします、紹介をしますとなっている。何でこれ、監督官庁で設けないの、こういう条例を。おかしいと思いませんか。

ですから先ほど、一番最初申し上げたように、まさにこれ、事業者向けの事業じゃないんですかということなんですよ。それに対して、村はどういうふうに対応していくのかということが一番言いたいところなんです。これは恐らく、昨日の8番議員も同じだと思いますよ。

今の間4の事業実施前、実施中、実施後の各期間中のかかわりについてということなんですけれども、いわゆる環境省のまとめた取り組み事例集の中で見ていますと、工事中に関しては、保全上重要な動植物の分布等に配慮すべきとか、そのぐらいしか書いていないんです。何の規制も何もなし。そういった中で、どんどん事業が進んでいってしまう。

そして、さらに、昨日も8番議員から話がありましたように、私は6月12日、これ21時23分、インターネットでニュースが配信されたのを見ていて、太陽光買い取り終了検討、経産省、全量固定価格やめ負担軽減へというニュースが流れてきたんですよ、インターネットでね。

経済産業省のニュースとして、経済産業省が太陽光発電など再生可能エネルギーの固定買い取り制度の終了を検討していることが12日わかった。つくられた電気の全量を一定価格で電力会社が買い、費用を電気料に上乗せする仕組みで消費者らの負担が増してきたことに対応、再生エネ拡大と負担軽減が両立するような新制度をつくる方向で議論を進め、2020年度法改正を目指すということでニュースが流れてきているんですけども、こういった中で、こういった上級監督庁の環境省がこんなような緩い状況の中で、村として、本当にこれ、環境守れるんですか。

昨日も話に出ました。太陽光の話、パネルの中で、昨日出たのは、鉛とセレンという物質を言いましたよね。このほかにカドミウムも入っていますよね。これ、非常に危険な物質ですよ、3点ともね。このほかにも、いろいろ危険なものが含まれている可能性がある。そういったものが放置される可能性がありますよということで、どういうふうに村は規制していくのか。

今の話ですと、協定書を作成して、協定書というのは本当に役に立つんですか。ちょっと確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

協定書は役に立つのかということでございますが、今のところ、その協定書に基づいて行っていくということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 協定書に基づいてやっていくということなんですけれども、現行では今、村ではそれしかないと思いますよ。

ここで申し上げたいのは、私は、やはり条例をつくるべきじゃないかというふうに思います。

これは、この環境省が示してきている取り組み事例集の中にも出ています。環境保全、地域緑化等に関する条例ということで、あとは景観条例とか土地開発等に関する条例とかと、いろいろな形が出ています。

先進的なのは札幌市とか、あとは県、いろいろ出ています。環境条例に関しては、福島県もございます。しかしながら、この環境条例、福島県のを見ていると、太陽光まではさすがに及んでいないというのが理解できます。ですから、県のほうで環境条例を直さない限り、なかなか難しい、適用されるのは難しいなと思います。

あとは、自然環境と再生エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例ということで、静岡県の富士宮市が条例をつくっています。これ、市では、こうやって条例つくっているんですよ。ただ、この資料を見ていると、町村では今のところ、名前挙がってきていないんです。

これ、市でできて、町村でできないのか、できるのかわからないんですけれども、これ、村でもちゃんと条例をつくるべきじゃないかと思うんですけれども、村長、いかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） いきなり振られましたけれども、条例については、今のところ考えておりません。今後勉強しながら、本当に村を守るために必要であれば、そのようなことを検討していきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今後必要であれば検討していくということなんですけれども、私も8番議員も、恐らく後ろの議員も、必要に迫られているというふうに思いますよ。これだけあちこち太陽光が設置されてきている。これに対して、いわゆる協定書しか

ないんであれば、さて、じゃ放置された場合にどうなってしまうのか。

こんなことは考えたくはないんですけれども、事業者と村とがいい関係を結ぶためにも、やはり条例をつくっておくべきではないかと思うんです。業者を信じるからこそ、こういうことを私、発言しています。その中で、きちんと最後のことも条例の中につくり込むべきだというふうに思いますよ。

昨日、8番議員のほうで、発電量の5%枠ですか、売電額の5%か。その金額を村の会計の中に積み立ててはどうかというお話でしたけれども、私も考えるのは、やはり供託金として、国に、事業者に売電額の5%なりを積み上げてもらったらどうかというふうに思いますよ。お互いにきちんとして、約束を守れば、供託金はちゃんと戻るわけです。

そういう条例をつくるべきだというふうに私は思います。そうすることによって、いわゆる今、太陽光の事業者と村がいい関係を結べるんじゃないか。地域の方も、そういうふうな安心につながるんじゃないかというふうに考えます。

そこで、もう一度伺いますけれども、条例に関して、村長は同じ答弁なのか、それとも早急につくる考えがあるのか、伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

5%を含む、最後の廃棄物処理ですね。それについて、今、経済産業省で煮詰めているということですので、これらも頭に入れながら、検討していきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 昨日、8番議員が明らかにしたように、国がやっているのは、2018年4月に義務化されたとなっておりますよね。しかしながら、その開始時期は事業者の判断に任せるとなっておりますよね。これじゃ、全くもって、ざるなんじゃないんですかと言っていますよね、言われていますよね。私も、まさに同じだと思うんですよ。

国は、まさにこれ、事業者優先の考えであって、地域の環境負荷とか、その地域に住んでいる方のそういう不安材料を払拭しようとする考えが見えないんですよ。ですから、村できちんと対応すべきじゃないかというふうに考えるわけです。

それが一つの防波堤になるんじゃないかというふうに考えますけれども、しつこいようなんですけれども、もう一度確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おっしゃることはわかりますけれども、本当に、現時点では、考えていくということで回答させていただきます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 考えていくということで、私は、阿武隈川最上流部の自治体の今、一議員として、きちんとした対応をこの村はすべきではないかというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次、質問の2点目としまして、健康づくり事業ということでございます。

まず最初に、特定健診の実施状況についてということですが伺いたと思いますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律、この法律に基づいて、平成20年度から、40歳から74歳までの被保険者とその扶養者、被扶養者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診、特定保健指導を実施することが、医療保険者に対して義務付けられたと。これは要するに、村は国保をやっていますので、国保の保険者として義務付けられていると。

実施主体である村は、社会保険診療報酬支払基金に、年度ごとに実施状況を報告するというふうになっています。

そこで、伺いたと思うんですけども、直近の特定健康診査の実施状況について伺いたと思います。

特定健診の該当者数、健康診査の受診者数を、それぞれお示しいただければというふうに思います。そして、さらに受診率についても、もし把握されているのであれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 11番上田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、特定健診の実施状況についてでございますけれども、村の特定健診につきましては、集団健診と個別健診で現在実施しております。

集団健診につきましては、7月から8月にかけて11日間、村の保健福祉センターのほうで実施をしております。

また、個別健診は、西白河管内の医療機関で7月から10月末日まで実施しており、住民の健診を受ける機会の拡充を図っております。

ご質問の健診の受診状況でございますけれども、平成28年度は、国保の対象者数が2,900名で、受診者数が1,254名、受診率が43.24%となっております。平成29年度は、対象者数が2,892名、受診者数が1,258名、43.49%、平成30年度は、対象者数が3,165名、受診者数が1,412名、44.6%の受診率というふうになっております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま、該当者数と受診者数並びに受診率について、お示しをしていただいたわけですがけれども、28年度が43%、29年度が43%、30年度については44%ということで、決して高いとはいえない状況ですよね。

受診率を向上させるために、村はいろんな工夫をされているというふうに理解をしております。そういった中で、村はどのような取り組みをされて、受診率を上げて、村民の方の健康を守ろうとされているのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

村のほうで、受診率向上に向けまして、昨年度は、受診勧奨通知書の送付、あと集

団健診終了後に、10月末まで個別健診を実施しておりますので、個別健診の受診の勧奨を行っております。

また、平成30年度からは、特定健診の受診料の無料化を実施しております。

以上のような受診体制の整備を図っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 通知を出して啓蒙活動していると。さらに、受診料無料化をして、大分受診をしていただく環境を整備しているんだというふうに理解をするところでございます。

そういった中で、該当者の受診されていない方の年齢別とかと、そういうのは把握されていますか。もしされているのであれば、お示しいただきたいんですけども、年齢別とか性別とか、もし細かいデータがあれば伺いたいんですけども、なければないでかまいませんので、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

西郷村のほうでは、先ほどありました高齢者医療の確保に関する法律に基づきまして、第2期保健事業実施計画、あと第3期の特定健康審査等の実施計画というのを策定しております。

その中に、ある程度、年齢別の特定健診等のデータがございますので、そちらを後ほど参照していただければというふうに思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） さらに伺いたいと思うんですけども、先ほど、年齢別とかで受診率について、ちょっと伺ったんですけども、突然質問しているのも、担当課の課長は大変かと思っておりますけれども、今ちょっと資料を見せていただいたら、40代、40から50ぐらいの方が一番受診率が低いのかなというふうに思います。

これの理由については、どういうことが考えられるのかということだと思うんですけども、いわゆる国保加入者で40代、40歳から50歳まで、この年齢層に限っていけば、現役世代ですよ。

実際、自営業者の方は生涯現役なので、年齢そんなに関係ないのかなと思うんですけども、一番40代の方たちというのは、事業主として、一番忙しい年代の方たち

かなというふうにするんです。そういったことから、やはり健診を受けない、受けづらい環境にあるのかなというふうに思います。

それで、こういった人たちに、どういうふうにしたら健診を受けてもらえるのかということで、これ、以前もお話ししたと思うんですけれども、県内ですと、いわき市ですと、夜間の健診を実施していますよとお話しした記憶がございます。

そして、さらには、飛びますけれども、兵庫県尼崎市の話もした記憶がございます。兵庫県の尼崎市の保健師は、受診、健診を受けない方のところへ戸別訪問をして、今のこの生活を続けていると、5年後にはこういう病気を発症しますよと。そして、何年後には、こういうふうな形で命を落としてしまいますよということで、いわゆる先々の事例を紹介しながら、健診を促していくというやり方をしているというお話をしたことがございます。

村では、受診率を向上させるために、そういった取り組みをされているのか、されていないのか。そこをちょっと確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 受診率の向上対策につきましては、先ほどお答えをさせていただいた通知、あと電話等での受診勧奨を現在行っております。

議員おただしのような件、夜間健診等については、実績はございません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、答弁いただいたんですけれども、いわゆる通知を行って、通知を発送して、健診を受けてくださいという督促をすると。あとは、電話による督促を行うということで説明いただいたんですけれども、やはり受診率を上げるためには、今申し上げましたように、さまざまな工夫をすべきではないかなというふうに思います。

いわゆる地方自治法の本旨に基づけば、村民の方の命と健康を守る、このことが、やはり村が最優先すべきことなので、そのことを重点に進めるべきではないかというふうに考えます。

それで、さらに伺っていきたいと思いますけれども、いわゆる特定健康審査の結果から、生活習慣の改善が必要だとされた方たちというのはいらっしゃると思います。すなわち、メタボリックシンドロームの該当者、そして、予備軍とされる方たちがいらっしゃると思うんですけれども、この人数について、村のほうでは、ある程度把握されているのかどうか、ちょっと伺いたいです。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

平成30年度では、特定健診、1,412名の方が受診をされまして、そのうち、特定保健指導、動機付け、あと積極的支援ということで、両方合わせまして165名の方が対象になっております。うち、保健指導を終了された方が67名、終了率は40.6%というふうになっております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 平成30年度において、受診された方が1,412名と、うち該当される方、または予備軍とされる方、合わせて165名ということで理解をしたいと思いますんですけども、では、この対象者に対して、どのような指導を行っているのかということで伺いたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

特定保健指導につきましては、それぞれ動機付け、積極的支援と2通りあるんですけども、こちらのほうはですね……

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ヒアリングにないことを今言っているの、担当課長、答弁に困るのは十分わかりますので、動機付けと積極的支援ということで、村が行っているということで理解をしたいと思います。

ここの特定保健指導が、いわゆる一つのポイントだというふうに私は考えているわけでございます。

以前から、この場でも発言してきたように、特定保健指導のかかわりが保健加入者の健康を左右するものだというふうに理解をすることでございます。大半の方は、忙しいとか自分は大丈夫だという思いから、なかなか健診を受けられない。先ほど言いましたように、40代の方が健診を受けないというのは、そこにも理由があるのかなというふうに思いますよ。そういったいろんなケースがあることは想定されます。

しかしながら、私が考えるのは、忙しいから、時間がないからということで、大半の方は無理をされているケースがあるんじゃないかというふうに思います。そこを先に読み取りをしながら、特定保健指導がきちんと行われていないと、先ほど申し上げたように、重大な結果につながる可能性があるということを対象者へ指導し、生活習慣の改善と健康への認識を改めさせるべきではないかというふうに考えます。

それとあわせて、以前にもこの場で指摘したように、国民健康保険にも絡んできますよね、これね。国民健康保険の保険者努力支援制度の中で、重症化予防の取り組みにかかわってくるというふうに、私、理解をしております。

結局、この取り組み、保健指導の結果、取り組み状況、結果に基づいて、国保の保険料に大きく影響してくると。いわゆる、国保会計における交付金の傾斜配分という言葉で前回、前々回かな、使った記憶がございます。いわゆる、保健指導をきちんと行った、そのポイントを加算される。そして、その結果も今度は求めてこられるというふうに、私、前に言っております。

要するに、保健指導を行って、結果が改善されなければ、国からくる交付金のお金とか、そういうもの、もろもろが削られてくるんじゃないかというふうに思うんです。そうなってくると、二重に大変な思いを村民にさせることになってしまうと思うんです。

いわゆる健診が、健診を受けないことによって健康への被害が及ぶ、そして、さらに国保の会計も、いわゆる国からの交付金が、そうやって交付金の傾斜配分によって

削られることによって、保険料の増額が考えられる。

こういったことも考えられますので、保健指導に関しては、十分に急がせる必要があるというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。考えを伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

11番議員ご指摘のとおり、保健指導の結果が国保会計のほうにも影響を当然、現制度では及ぼしますので、我々としましては、とにかく保健指導を徹底・充実させるというのが、施策の一つというふうに考えております。

特定保健指導の終了率なんですけれども、平成30年度は40.6%まで向上しております。前年度が27%ですので、約13%ほど指導の終了率が向上しております。

これにつきましては、昨年度から保健指導を充実させておりまして、例えば、忙しくて保健センターのほうに保健指導の面接等に来られない方に対しては、保健師が戸別訪問を、ご自宅にお伺いして、戸別訪問を実施したりというような対策を実施しております。

なかなか特定保健指導につきましては、集団的なことではなくて、個別に、その方の考え方がどうしても反映してしまいますので、私は大丈夫だという認識で、保健指導を希望しない方もいらっしゃいますので、その辺は、他町村の事例にもあるように、とにかく保健指導の重要性を住民の方に認識していただけるように、職員が周知をしていくということが大事だろうと、そういったアプローチの工夫をすることが重要だなというふうに思っております。

また、先ほどご質問の中にありました重病化予防につきましても、糖尿病の重症化リスクのある検査数値の高い人に対しては、病院への受診勧奨を行ったり、医療中断者には、医療につながるができるような訪問指導を実施して、重病化予防に努めております。昨年度は、糖尿病の重症化予防の訪問ということで、29名の方の訪問指導を実施しております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいまの答弁いただいて、前年比と比較して13%増ということで、随分頑張られてきているのが見受けられるなというふうに思います。

ただ、戸別訪問に関しては、相対で、戸別訪問ですから、行かなければならないということで、かなりマンパワーが必要なんじゃないかというふうに理解をします。

こういった中で、今回、課の設置条例が変わって、保健師も2つに分かれたりとかとなっていますので、この辺はやはり増強して行って、きちんとやはり、村民の方の健康を守るためにも、その対応をきちんとすべきだなというふうに思います。

あと今、答弁の中で、糖尿病予防ということで答弁いただいたんですけども、国は今、糖尿病予防に関して、力をかなり入れてきていると。この糖尿病がもたらす、いろんな心臓病とか、要するに血管が弱くなっていくということで、脳血管障害とか心臓の血管の病気とかと、いろいろ考えられるということで、糖尿病に重点的に特化

していますけれども、これはこれで、確かに必要なことだというふうに思います。

しかしながら、ほかの病気に関しても、やはり重点的に、せつかく戸別訪問するのであれば、そういった旨、もろもろのお話をしながら、健診率の向上に努めていただきたいなというふうに思います。

続いて、健診結果の管理と活用について伺いますということでございます。

今年の第1回の定例会の議案質疑の中で、私、これ取り上げています。予算書の中の健康管理システムというところで質疑をして、そのときの答弁としまして、住民健診の管理、特定健診、それから後期高齢者の健診の管理、そして特定保健指導の管理、保健指導・訪問の管理、母子保健の管理、それから予防接種の管理、放射能の管理、そして各種データの一元管理として世帯構成の表示、各個人ごとの受診状況などを見られる総合台帳管理、さらには健診データの分析ですね、こちらリスクと前年の比較とか、個人の健診結果を反映した生活習慣病予防のための構造図の出力など、経年で見るができるものですから、疾病の早期発見や治療を行うなど、健康寿命の延伸、介護予防につながるものとなっておりますということで答弁いただいているんですけども、その中で、村の広報誌6月号の中で、ちょっとひっかかったのがあって、11ページの中で、19歳から39歳の健康診査のお知らせということで、福島県の県民健康データベースに登録を目的として、いわゆる19歳から39歳までの方の健康診査を実施しますよということで、受診を希望される方は申し込みが必要ですよということで、この健診の結果というのは、県のほうの県民健康データベースに登録されると。長期にわたり健康管理に活用されますというふうなうたわれているんですよ。

これは県のほうでやっているの。村は村で、こうやって健康管理システムというものを予算を組んで実施していると。これ、実際にリンクできるのかどうなのか。要するに、村から県のデータベースのほうにアクセスをして、19歳から39歳までの方の健康診査の内容を確認することができるのかどうなのか、ちょっと確認したいんですけども、いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ちょっと調査のため、ここで暫時休憩いたします。

（午前11時37分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時40分）

○議長（白岩征治君） 健康推進課長の答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 今、担当のほうに確認をしてみました。

現時点で、県のほうの県民健康診査のデータシステムのほうと村のほうの健康管理システムのほうのデータのリンクはしておりません。

ただし、県民健康診査につきましては、村のほうの健診、特定健診と同じところでやっておりますので、村のほうで独自に、そのデータを村の健康システムのほうに入力しておりますので、そういう意味では、データのリンクはしているというふうな

考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、答弁いただいて、村のほうの施設を使ってやるということで、データのほうも村のほうで入手できるということで理解をしたいと思います。

ただ、それをデータベース化しておかないと、私、以前からここで申し上げているように、お母さんのおなかに入った時点から、その方がお亡くなりになるまで、その一生涯を、村はきちんと管理、健康の状況を把握すべきじゃないかというふうに考えています。

もう一度言いますね。お母さんのおなかに入ったときから、その方がお亡くなりになるまで一生涯、その方の健康管理をずっとすべきではないかというふうに思います。それが村の責務だというふうに私は考えていますので、そういった意味で、いわゆるこれは県です、これは村ですということで、縦割りのひずみがそこに出て、いわゆる中間が飛ばないように。

これ、もっと言えば、例えば保育園とか学校でも、それぞれ健診やりますよね、子どもに対してね。そういったデータを、やはり村は把握すべきじゃないかというふうに思うんです。このことを、やはり検討していただきたいなというふうに思います。

それと、これに関連してきますので、ちょっとまた伺いたいと思うんですけれども、日本国においては、国民皆保険ということで、既に長いこと、国民全員が何らかの保険に入るということで行われてきています。

国保以外にも、組合健保とか協会けんぽとか共済組合、いろんな、国保組合かな、いろんなのありますよね。それぞれにやはり、特定健診というか、健診を実施しなければならないということで、実施をしていると思います。それらに関しても、やはり村民のことに關することであれば、村はやはり、その内容を把握する必要があるんじゃないかというふうに思いますよ。

これは、今すぐ答弁しろといったって無理なので、このことは、やはり検討すべきだというふうに思いますよ。

先ほど来申し上げているように、お母さんのおなかに入った時点からお亡くなりになるまでのこととなると、いわゆる国保以外の保険に加入されている方、一般的にいう社会保険に加入されている方の健康状態も、やはり村は生涯追いつける必要があるんじゃないかというふうに思います。これは、やはり地方自治法の本旨に基づいて、村が行う責務だというふうに、私は考えているわけでございます。

そして、もう一つ、介護保険というものが今、平成12年から始まっております。この介護保険にも影響が及ぶんじゃないかというふうに、私は考えるところがございます。

いわゆる現役時代は、2号被保険者として介護保険の該当になっている、該当というか、やっているわけですけども、万が一その方が特定17疾病に及んだ場合には、介護保険を使えるということにはなっていますけれども、実際に、じゃ65歳を超えると、1号被保険者のほうに変わってくる。そうなってくると、村の介護保険のほう

に入ってくるわけですね。

そうすると、現役時代、いわゆる社会保険に入っている方が、きちんとしたそういう保健指導とかされないままに、言葉は悪いんですけども、不健康なまま、ずっと年を重ねてきて、65歳を迎えたときに介護保険に入ったときに、介護が必要のような状況になってしまったんでは、介護保険の事業そのものも大変ですし、保険料にもやはりはね返りが出る。そして、その方も何よりも、健康で過ごせないというリスクを背負っていかなきゃならない。ですから、村は、いろんな努力をして、そういう情報を把握すべきではないかというふうに考えます。

これも以前申し上げましたけれども、メタボ該当者予備軍の改善率に応じて、国は介護保険料に関しても、交付金もしくは調整交付金の額を変えてくるという話を以前にもしました。これは、厚労省の審議会の中で中間答申をしたときに、全国の首長が猛反発をして、一度話が凍結になりました。しかしながら、また再回答されて、その話が今、浮上してきているというふうに私は理解をしております。

ですから、西郷村においては、国保会計だけではなく、介護保険のことも考えて、やはり、そして何よりも村民の方の健康状態を考えて、そのことをきちんと把握すべきだというふうに考えるわけであります。

それとあとは、もう一つ、また広報誌、これ通告にないので、わからないのであればわからないで結構です。広報誌の中に、後期高齢者を対象とした歯科口腔健診、口腔審査のお知らせということで、次の高齢者を含む健康づくりについて伺いますの内容に入りますけれども、広報誌の中で、今申し上げましたように、歯の健康は、口腔状態の悪化による歯周病予防や、かむ力の低下による誤嚥性肺炎予防のために大変重要だと。この機会に歯科健診を受診しましょうということで、私は、高齢者にかかわらず、歯科健診、口腔健診を実施すべきですと。これは歯の病気だけじゃなくて、いわゆる舌がんとか、あと口の中の粘膜のがんとか、いろんな病気の発見につながるということで、お話をしてきた経緯がございます。

そういった中で、後期高齢者ということで、75歳以上の方、75歳ですよ、これね。昭和18年7月2日から昭和19年7月1日までに生まれた方で、後期高齢者の保険証をお持ちの方は、これが対象になりますよということで広報が出ました。

この枠をもっと拡大しろというのをまず言いたいんですけども、これは答弁は結構です。ただ言うておきます。この枠はちゃんと拡大をして、年齢制限をするなどいうことは言うておきます。

この中で、一つ気になったのは、対象歯科医院において実施をしますのということなんですよ。いわゆる歯医者さんに来て、健診を受けてくださいよということですよ。後期高齢者の方なので、昨日、本日も一般質問の中で、高齢者の運転免許証の返還の話とか、いろいろ出ています。ですから、運転に不安の方が、自分の健診のために病院に行かなければならないことが出てくるわけですね。

それに伴って、これは、該当者に村は通知を出しますということなんですけれども、その中に、いわゆる村が今やっている、デマンド交通の実証実験をやっていますよね。

その案内とかというのは同封されましたか。確認したいと思うんですけども、いかがでしょうか。わからないのであれば、わからないで結構です。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

デマンド実証実験については、各課で行われている事業との整合性までは、ちょっと網羅しておりませんので、今回、これに関しまして、デマンドの利用ということは考えておりませんでした。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 各課でやっていることで、把握していなかったのも、通知は入っていなかったということで理解をしたいと思います。

ただ、それが果たして、いい結果を生むのかというのは、私は決して生まないと思う。そこだと思うんですよ。

いわゆる、この西郷村においては、入り口が一つで出口がいっぱいあるというのが、私の今、口癖になっているんですけども、いわゆる健康問題となると、こうやって健康推進課に入ってくる。しかしながら、出口になると、いろんな形が出てくる。いわゆる健康状態の話になると、企画のほうの話になったりとか、福祉課にいたりとか、いろんな話が出てきますよね。

それで本当にいいんですかと。入り口が一つだったら、出口も一つにすべきだというふうに思いますよ。そのことが、いわゆる高齢者を含む健康づくりにつながってくるんじゃないかというふうに考えます。

これは村長、いかがお考えになりますか。組織の対応をきちんと整理すべきじゃないかと思うんです。

村民にかかわることなので、いわゆる高齢者を含む健康づくりに関して、今お話ししていますけれども、いわゆる健康づくりで、健康推進課だけではなくて、横のつながりをもっともっと密にしないと、こういったひずみが出てくるんじゃないか考えるんですけども、その整備に関しては、村長、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） いろいろご指摘いただきまして、本当に、今ほど案内がいていなかったということで、ちょっと申しわけなかったと考えております。

組織について、入り口を一つ、出口も一つということで、4月に組織の改編しましたけれども、横の連絡を密に、今後は十分頭に入れながら、やっていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 最後にしたいと思います。

高齢者も含む健康づくりということで、いわゆる、今村長が公約として掲げて、実現しようとして頑張られている道の駅構想、総合運動公園の考え、あとは拠点づくり

とか、いろんな話を今、村長、頑張られていますよね。

しかしながら、その基本となるものというのは、やはり人だと思っんです。人がいなければ、道の駅も要らないと思う。運動公園も必要なくなってくる。

ですから、いかに西郷村が村民の命、健康を守るか。そのことに重点的に取り組んでいただくように申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇7番 藤田節夫君

1. 中学生の自転車通学について
2. 国民健康保険について
3. デマンド型乗り合いタクシーについて

○7番（藤田節夫君） 7番、日本共産党の藤田です。通告順に従いまして、一般質問を行います。

はじめに、中学生の自転車通学についてお伺いいたします。

自転車による交通事故は、交通事故発生件数の約2割が自転車によるものです。また、自転車事故による死亡件数も1割と、高い水準で推移をしています。

中高生の自転車事故は、登下校時が約6割を占めています。村では見守り隊の活躍で、登下校時の安全を確保されてはいると思いますが、中学生になると自転車通学になり、部活動などで登下校が一斉ではないため、見守り隊の目が届かなくなります。

自転車通学による事故も発生します。村の自転車通学について、何点かお伺いしたいと思います。

はじめに、自転車通学を認めている通学距離は何キロからですか。また、自転車通学は学校長の許可が必要なのか伺います。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） 7番藤田議員のご質問にお答えいたします。

自転車通学路は何キロから認めているのかということと、学校長が許可しているのかという点ですが、村内に中学校3校ございますが、当村の中学校、基本的に、通学距離に関係なく、全ての生徒に自転車通学を認めております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の再質問を許します。

○7番（藤田節夫君） 全ての生徒に自転車通学を認めているということで理解しましたけれども、交通安全講習は、どのように行われているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

安全指導をどのように行っているかということにつきましてですが、安全指導に関しましては、全ての学校で交通安全教室を実施しております。この安全教室では、生徒が交通事故防止に努め、自転車の乗り方や実技訓練や登下校時の危険箇所の確認などを行っております。また、白河警察署に協力を依頼いたしまして、指導・講話をいただいております。

交通安全教室は、年に2回実施しております。春の交通安全運動週間の4月初旬ごろと秋の交通安全運動期間の9月初旬ごろに実施しております。

春の交通安全教室に関してましては、主に新1年生を対象とした実施計画を策定しております。また、各学校で交通安全に関する文書を生徒に配付したり、春・秋、年末・年始の交通事故防止運動期間に、交通安全街頭指導を実施しております。

また、議員に申し上げていただきましたとおり、西郷村子どもの安全見守り隊の方々にもお世話になり、交通ルールが守られているか、ヘルメットの着用状況など指

導しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 綿密にやっているということですからけれども、2017年に道路交通法が改正され、自転車運転に対する罰則が厳しくなっております。自転車安全利用5則を啓蒙して、安全対策に取り組んでいただきたいと思います。

当然、自転車安全利用の5則というのはご存じだと思うんですけども、これに基づいてやられていると思ひます。

また、西郷村の場合は、自転車は基本上というか、道路交通法では軽自動車と位置付けられて、したがって、歩道と車道の区別があるところは車道交通が原則ですが、村ではどのような指導をしているのか伺ひます。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

自転車安全利用5則ということで、自転車は車道が原則、歩道は例外であると。2つ目に、車道は左側を通行、3つ目として、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行する、この車道を徐行するということにつきましては、13歳未満の子ども、あと70歳以上の高齢者、あと車道通行に支障がある障がい者等が歩道を通行してよろしいということでございます。あと、交通ルールを守る、あと、子どもはヘルメットを着用するというようになっております。

議員おただしのとおり、自転車は軽車両となると。歩道と車道がある場合は、車道を走るのが原則である。歩道を自転車で走るとは原則禁止であるが、交通量やその他もろもろの状況によりまして、歩道を自転車で走場合は、歩行者最優先ということで、歩行者優先のことを一番に考えて通行するように指導しております。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります、ここで午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 先ほどちょっと、自転車通学に対して、学校長の許可が必要なのかということで答えを求めて、得られなかったんですけども、これは全員という対象ですけども、一応許可が必要なんではしょうか。許可を出しているんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

許可を出しているということでお答えいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） はい、わかりました。

それで、先ほど課長のお話だと、車道と歩道の関係、田舎と都会はちょっと違うとは思いますが、基本的には自転車は車道を走るということで、先ほどの答弁だと、歩行者に十分注意しながら走ってもらって、通行してもらってというふうなニュアンスの答弁でした。

これ今、お昼休みにちょっと聞いたんですけれども、昨日の朝方ですか、通学時に何か自転車事故があったと、今、ちょっと昼休みに聞いたんですけれども、そういった事実があったのか。また、あったらば、その状況等をちょっとお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

昨日の朝ですか、西郷第一中学校の生徒が、ゴルフ場の入り口といたらいいんでしょうかね、坂を下ったところ、そのところで、自分で転倒したと。相手はなかったんですが、そういうことで報告を受けておりました、報告を受け、また教育委員会の方に報告がありましたので、各学校にも通知を出して、気を付けて自転車に乗るよということ、メール等でも発信させていただいております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） けがの程度はどうだったんでしょうか。わからない。聞いていない。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えします。

骨折ということで報告を受けております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 骨折ということで、重傷ですね。

多分、グランディ那須のゴルフ場の入り口だと思うんですけれども、ここは以前にも、歩道から行くと、車道の縁石ですか、縁石がずっとゴルフ場の入り口まで出ているんですよ。以前そこでけがをした子どもも、生徒もいました。

そのときは私、担当課長に話を聞いて、取っ払うべきじゃないかということをおっしゃったんですけれども、まだそのままになっていて、また同じ場所で、そういった重傷になる生徒が出てきたということで、課長も、歩行道路も自転車が利用しているということで、ある程度内々に認めているのであれば、そういったところは改善すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

前にも事故があったことも、私も覚えておりますし、そのころ、道路管理者のほうとも協議した覚えがございます。

入り口ということで、歩行者を守るために、巻き込み防止ということで、歩道がなっている現状なんです。それで、真っすぐ行けばぶつかってしまうんですが、それは真っすぐしないのには、車両の巻き込み防止のために、少し円を描くような形でな

っておりまして、渡るほうは道路と平行ではなく、ちょっと入ったところから通行するという形で指導もしていますし、事故後については、夜も危険だということで、反射材も道路管理者のほうで設置していただいている経過でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） こういった事故が続いているということは現実なので、やっぱり何らかの対策が必要なのかなと。子どもさんに注意させるのは一法ですけども、どこでこういった障害物があれば、結局事故は起きるんですよ、絶対にこれは。いくら注意して、そこを渡るようにと、走るようにととっても。

今、巻き込み防止と言われましたけれども、あそこ、そんなに大型通って、巻き込まれる場所でもないと思うんですよ。クラブハウスは右ですから、下って右に行って、後からこっちのコースに来るとは思うんですけども。

そういった意味では、何らかの対策をしていただきたいと。また同じことが、二度あったんですから、二度あることは三度、四度という可能性はあるので、ぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

今後、協議を重ねながら対応していただきたいということで、協議していきたいと思っております。

また、あそこは坂道で、砂がずっとそこに堆積するような状況にもなっておりますので、それについては、建設事務所のほうで堆積除去等もしていただいているということで報告させていただきます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 十分に注意していただいて、対策を練っていただきたいと思いません。

またあと、歩道の自転車の利用ですけども、朝晩というか、小学生が通学というか、という感じで外を歩いていて、あるお母さんに、自転車が危ないと言われたことがあるので、そういったところも十分注意してやっていただきたいなと思います。

次に、ヘルメットの着用についてですけども、ヘルメット着用は、当然全員なので、義務付けられていると思うんですけども、その辺をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） 7番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

ヘルメットの着用につきましては、通学時はもちろんですが、各中学校では、土日等の休日であっても、自転車に乗る際はヘルメットの装着が原則義務付けられています。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 当然だと思いますけれども、見ていると、ほとんど中学生あたり

は、ヘルメットを利用しているかなと思うんですが、高校生になると、なぜか全て外して、1人もいないという状況が現実かなと思います。

先ほど学校教育課では、全生徒自転車通学を認めているということで、ということは、ヘルメットを購入しなくてはいけないと思うんですけども、この購入は、全生徒が購入することになるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） ご質問にお答えいたします。

全生徒というお尋ねでございますが、住民生活課のほうでは毎年、各中学校で申請があったものについて、補助を実施しております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 学校から申請があった数だけということではよろしいのでしょうか。

じゃこれ、学校のほうで申請というか、ヘルメットを要求して、これは補助金も、ちょっと半額は出ているんですけども、こういった形で、全生徒対象にやっているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

住民生活課のほうでは、4月に提出されます各中学校長からの補助金申請により補助を行っていますが、転校等で年度途中に生徒が増えた場合には、その都度新たに申請をしていただき、補助金を交付しております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 学校のほうから申請があつて、補助金も出しているという事は理解しましたけれども、学校のほうで全員に、頭数、新入生全員に、住民生活課のほうに要求しているのかどうかというのを聞きたいんですけども。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

学校からの申請は、全員ということで申請させていただいております。

それは、小学校のほうから、入学するという事での名簿によって申請させていただいております。6年生全員ということではなく、6年生でも転校とか、そういう予定のある子どもについては申請しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 全員ということで理解しましたけれども、ヘルメットについては、半額村で補助しているということですけども、これは当然、自転車を利用しない子どもさんも中にはいると思うんですよ。学校に近い子どもさんとか、自転車に乗れない子どもさんとか、うちは自転車乗せないとか、そういった子どもさんもいると思うので、これはお金がかかることですから、そういった強制的に、全員にヘルメットを配付するというか、購入していただくということになると、やっぱり問題があるんじゃない

やないんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

全員ということで、近くの子どもなんかは、自転車で通学をしないのかということのおただしかもかもしれませんが、学校のほうでも、学校以外の、自転車で出かけるときはヘルメットをかぶりなさいという指導をしておりますので、着用する形で指導しております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 学校というか、ちょっと出かけるのにも自転車ということですが、このヘルメットというのの耐用年数、私はちょっとわからないんですけども、お兄さんからいただいたとか、結局お下がりで、お金かかりますからね。そういった意味では、そういった子どもさんもいると思うんですよ、それで対応できる人は。

ところが、全員に、いや、全額補助するんでしたらわかりますよ、それも。話はわかりますけれども、この後聞きますけれども、そういうのじゃないわけですよ。

であるならば、強制的に全員に買わせるというのは、ちょっと問題があると思うんですけども、もう一度お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

ヘルメット等についても、作業のヘルメットもそうなんです、耐用年数等もありますので、そういう形で、保険のほうも多分、そのものに付いているということですので、新しいもので対応させていただいているということでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 耐用年数あるということで、何年とかはちょっとわからないと思うんですけども、利用度合いが多い少ないと、また違うとは思いますが、私の、これは半額補助ということで、村がやっているんですけども、全員がそうやって強制的にやるのであれば、ヘルメットの購入費は村で全て持つというのが、当然のことなのかなと思うんですけども、半額補助になっていますよね、今は。

これ、予算的にどのぐらい、全員に補助すると、幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） 藤田議員のご質問にお答えします。

補助金額につきましては、30年度で、およそ……すみません、ちょっと足し算があれで、30万円を少し超えた程度だと思われまして。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今年度の予算を見ると、35万2,000円ということなんです。これが半額で35万2,000円なので、掛ける2であれば、約70万円ぐらいあれば、全員に配れると思うんですけども、70万円ぐらいで、昨日も事故があったし、子どもの安全というか、そういったことが守れて、しかも、家庭の負担を少しでも軽減できるということになれば、全額補助すべきと思いますが、村長にお伺い

たします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まず、近隣の市町村を調べた結果、矢吹町も2分の1、泉崎村は補助なし、中島村は交通安全協議会のほうで全額ということとなっておりますけれども、議員ご指摘のとおり、子どもの安全というのは、かえがたいものでありますので、今後検討していきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 矢吹町が2分の1とか、泉崎村はなしとか、これだって、条件がどうなっているかわからないわけでしょう、各自治体で。だから、そっちはそっちでいいんですけども、自分の村の子どもたちを守るのであれば、村長は率先して、このぐらいの金で、本当に、実際に事故が起きているわけだから、これ。昨日だけの問題じゃなくて、あちこち事故が起きているので、そういった意味では、ましてやこれ、強制で全員に買わせるというのは、やっぱり問題じゃないの、これ。

この半額補助というのはいつからやっているの。10年ぐらい前とは聞いておりますけれども、村長に、そういった子育て支援の気持ちがあれば、このぐらいは村長のポケットマネーだって出せるような金額なんだから、これはやっぱり全額補助するよにやっていただきたいと思えますけれども、もう一度村長にお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 検討、全額補助の方向で考えていきますので、よろしく願います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 全額補助の方向で検討したいということなので、了解します。

入学時に、自転車も購入すると、かなりの出費になると思うんですね。今、入学準備金ということで、就学援助を受けている子には出てはいますけれども、やっぱりそういう子どもたちの対応は、今、入学準備金の中には、この項目は入っていないということでもよろしいでしょうか、理解して。いや、ヘルメットの購入代もみんな入っていないですよ、全然。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

就学援助費等につきましては、項目は、国のほうの定めている金額でやっておりますので、細部について、自転車とかそういうものについて、積算してやっているものではなく、国の基準の単価でさせていただいております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ものというか金額で、本当は補助するべきなんだろうけれども、以前ですけれども、今じゃないですけれども、私の知っている人が解体屋で、あちこちから自転車を持って行って、それで、2,000円ぐらいで売っていたときがあるので、最近ちょっといなくなったけれども。そういったところで、2,000円ぐら

いで買って、もうあれ、だって3万円ぐらいするんでしょう、自転車1台って。それで買って、それで対応していたという家庭というか、人もいますので、そういった人なんかも考慮して、やっぱり手を差し伸べてあげたらいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

また、こういった遠距離通学助成金として、お話出ましたけれども、保護者に対して助成をしている自治体も数多くあります。

私の調べたところでは、ある自治体では、2キロ以上3キロ未満が年間7,000円、3キロから4キロ未満が8,000円、4キロから5キロ未満が9,000円、5キロから6キロ未満が1万円、6キロ以上7キロ未満が1万1,000円、7キロ以上を超えると1万2,000円、これは年間、3年間毎年助成している自治体もあります。あとは、この金額は何の名目かというところ、タイヤのパンク修理、タイヤ交換費用、自転車の修理代という名目で助成しているそうです。

また、結城市では、ヘルメットについては、中学入学祝いとして全員に無料配布しているとか、各自治体で、こういった遠距離通学、自転車通学というか、そういった意味では、いろいろ補助を出して、子どもの支援をしているという自治体もたくさんあります。

それと、国でも遠距離移動生徒通学費補助金というものが、小学生だと4キロ以上ですか、中学生だと6キロ以上に出ていると思いますけれども、西郷村としては、そういった対応、6キロ以上のところ、通学であると思うんですけども、そういった対応はしていないのかどうなのか伺います。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

遠距離通学の補助といたしましては、小学校4キロ、中学校6キロということで、その距離については、学校の通学するには、そのぐらいが妥当だというような距離ということで、ちょっと調べておきましたが、小学校につきましては、遠距離通学費ということで、村のほうでは行っております。これについては、公共交通機関のほうのバス等の利用について、補助をしているということでございます。

中学校につきましては、6キロ以上あるところは、調べますと、西郷第一中学校であれば、川谷地区で一番、今ゲートボール場があるところまでですと、7キロになりますので、6キロ以上という形になろうかと思っております。

あと、羽太地区につきましては、虫笠、真名子地区ですか、真名子地区に行きますと、一番遠いところで、約8キロぐらいになっております。そこでも、今のところ、村のほうでは、自転車通学に対しての補助は行っておりません。

他町村も、近隣のところを調べましたところ、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村でも、そういう補助は行っておりません。

他町村がやっていないからということではないんですが、今のところ、中学校の自転車の通学者に対しての補助は行っておりません。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 補助を出していないということですからけれども、国からこれ、申請すれば、交付金としておりてくるということなんです。だから、こういったことを、やっぱりそういった遠い箇所の生徒父兄には知らせて、やっぱり対応するべきではないんでしょうかね。

村で出せと言っているわけじゃないので、国で、申請すれば、国のほうから交付金としておりてくるということなので、検討するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

それにつきましては、今後、検討しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 次に、バスで通学することはできるんでしょうか。バス路線ですね。

私たちのときには、朝7時ごろみんな出て、西一中を通ったり、学校経由でみんなバスがあったんですけども、何か今聞いてみると、その路線が外されているということなんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

中学校については、バスの通学はないということでお答えいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） バスがないというか、物理的にバスは利用できないという状況ですね、今の西郷村はね。

だから、大変なんですよ、これね。歩きか自転車か、あと親の送迎、車の。それしか通えないんです。今、7キロとか8キロの子もいると言ったけれども、本当に大変な状況、このバス路線を組むときに、当然経過はわからないと思うんですけども、こういったことで、こういうバス路線を組んだのかもわからないです。

今言えることは、同時にそれ、後で質問しますけれども、デマンド型タクシーが7月から実証で始まって、朝7時から運行できるというので、そっちの兼ね合いでやっていくしかないのかなと。

やっぱりけがをしたり、次の日台風で、自転車では到底無理だったりするときは、そういったデマンド型タクシーを利用できるのかなと思いますので、その辺も考えておいていただきたいと思います。

それでは、次にいきます。

自転車事故が、先ほどから、多いということで話ししておりますけれども、一番多いのが、やっぱり学校の登下校。

この自転車事故、今、被害が大きいのもあって、数千万円の支払いを命じられるケースもあります。実際に何件も、全国で出ておりますけれども、加害者になった場合、

賠償の支払いによって、数年の中学校で人生が狂ってしまったたり、家計の様が一変してしまうということがありますので、こうしたこと、自動車保険の加入を義務化、あるいは努力義務として位置付けがありますけれども、自転車保険も、今見ると、いろんな保険が出ております。こういった大きな訴訟に関しても。

村としては、こういった保険を推進しているのか、入っているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

P T A安全互助会ということで保険がございますが、これについては全員加入しております。これは、保険の損害賠償、加害者となったときの損害賠償が一応、最高補償額が1億円という形の保険に加入しております。

また、P T A安全互助会とスポーツ振興センターということで、子どもたちの学校の管理下における事故とか管理下の外という形で分けているんですが、そういう保険にも加入しております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 保険料と負担割合はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

先ほど申しました自転車事故の関係でのP T A安全互助会の掛け金については800円で、一応、保護者負担として257円を保護者のほうに負担していただいております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 800円で、257円は保護者負担となっているということなんですけれども、これもわずかなので、できるならば、村のほうで補助してやったらいかと思います。

ただ、こうやって保険に加入しているということは、私、今知りましたけれども、本当に今の補償、車でも自転車でも似たようなものなので、補償額が大きくなっているので、ぜひこれは継続していただきたいと思います。

あと、ちょっと全国の自治体を見ると、その自治体で、自転車の安全利用に関する条例が制定されている自治体が結構多くありますけれども、西郷村としても、これは生徒だけじゃなくて、自転車に乗る方全員に通用する条例だとは思いますが、徐々に西郷村も交通量も増えてきていますし、そういった方向で検討していただきたいと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

初めて聞く言葉でありまして、私自身はね。でも、村民全員ということですね。ほかの市町村を調べながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

あと、最後に、小学生についてですけれども、小学生は、基本的には通学に自転車は利用しない。休み、日曜日とか夏休みとか、そういったところで、自転車で遊んでいる子どもは見受けられますけれども、そういった小学生児童に、やっぱり自転車の交通安全ルールをちゃんと講習しないといけないと思うんですけれども、これは村としてやられているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

小学校でも全校、交通安全教室を実施しております。全校生で指導することや、学年に応じて現地指導ですか、校庭で信号機を使っての渡り方とか、そういうものと、あと高学年になりましては、児童の自転車を持ち込んで乗り方の指導、これについては、警察署または交通安全指導員さんの協力を得ながら、指導を行っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次、国保の引き下げと子ども均等割の減免についてお伺いいたします。

住民の生活を圧迫している高過ぎる国保税の原因は、国保の加入者の多くが低所得者であり、以前は農業者や自営業者が中心でしたが、今は年金生活者を含む無職と非正規労働者などで、加入者の貧困化と高齢化が進んでいるために、構造的な問題があります。

国保制度発足時は、国保は被保険者に低所得者が多く、事業主負担がないため、どうしても国庫負担が必要と定め、約5割、50%の国庫負担がありました。1984年の国保法の改正により国庫負担が引き下げられ、抑制が続いています。

また、国保加入者1人当たりの保険税は、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍と、同じ医療保険の中でも、著しく重い負担を加入者に求める不公平な制度になっています。

この18年間で所得は実質減っているのに、国保税だけで実に2倍以上の負担を強いられてきています。これでは、国保の構造的問題は解決せず、国保の会計も住民の生活も厳しくなるばかりです。

全国の知事会や日本共産党は、公費1兆円投入で協会けんぽ並みにすることを政府与党に対して求めています。村はこれまで、高い国保税を抑えるために、一般財源から繰り入れをして対応してきましたが、今年度の国保税は、昨年と比べてどうなのでしょう、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） 7番藤田節夫議員の一般質問にお答えします。

今年度の国保税についてということですが、今年度は、昨年度と同様の税率で賦課する予定であります。

昨年、国民健康保険は、従来の所得割・資産割・平等割・均等割による4方式課税

から資産割を削りまして、所得割・平等割・均等割による3方式の課税へと変更しました。

国民健康保険は、平成30年4月より、県と市町村による共同運営が始まっておりまして、制度施行から5年の間に、段階を踏んで、福島県の示す標準保険料率へ近付けていくこととなっておりますが、今年度についてはその予定であります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 保険料は昨年同様、変わらないということで了解しましたけれども、国保の会計状況ですが、今回の6月議会での補正予算が出されていませんでしたが、一般会計からの繰り込みがなくて、こういう状況になっているのか、また、基金ですか、国保給付費支払準備基金等で賄って、昨年同様の保険料に、保険税にしたのか、その辺はどうなんでしょうか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

今年度の6月補正予算につきましては、おおむね当初の見込みどおりに推移しているため、補正予算は行っておりません。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 当初の予算で推移した中で、保険料が決まっているということで、一般財源からの繰り入れもなく、基金も使わないで、予算どおりだということで理解して……じゃなくて、はい、わかりました。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） 当初予算で、既に基金からの繰り入れ分を見込んでおりますので、そちらのほうも、すみませんが、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） はい、了解しました。

先ほどちょっと、国保の標準保険税率についてお話しされて、その税率で保険料が決まっていくとは思いますが、これ、県から出された標準率ということで理解してよろしいのでしょうか。県で試算した標準率ということで理解していいんですか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これを推移していくと、昔は市町村で、大体の保険料というのは決められたんですけれども、これから広域化になって、全て国というか、県のほうから、これだけ納めなさいということできていると思うので、それによると、都道府県のほうでは、自治体のほうでは大変な状態になるということも聞いていますので、とりあえず、昨年、今年と同様の保険料で推移しているということで、その辺は理解し

ました。

西郷村の保険税の滞納状況を伺いたいんですけれども。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） 藤田議員のご質問にお答えいたします。

滞納状況についてですが、住民生活課のほうで把握していますのは、世帯状況で給付の制限を受けております資格証及び短期証の交付者の数ということになりますが、それで……

○7番（藤田節夫君） はい。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） 資格証及び短期証の交付者は、前回更新時点で、資格証の交付者は23名19世帯、短期証3か月の交付者は92世帯で147名です。短期証6か月の交付者は29世帯で43名です。短期証12か月の交付者は48名となっております。

この短期証12か月ですが、こちらは子どもの方で、短期証の交付を受けておられる方なんですけど、保険税を滞納している世帯であっても、ゼロ歳から18歳までの子どもさんにつきましては、短期証12か月で、給付の制限は行わないで、通常の更新としております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 滞納世帯はちょっとわからないということですが、滞納世帯の国保税だけですか、国保税分の滞納の、滞納全体の何%が国保税の人が滞納しているかはわかりませんか。

ちょっと聞いた話ですが、西郷村は差し押さえの件数が相当、ほかの自治体より多いと聞いていますので、その辺のことをちょっと知りたいなと思ったんですけども、後で調べていただければいいと思います。

滞納する人は、暮らしの苦しさを発信するSOSです。厳しい取り立てで徴収率を上げるのではなく、生活再建策を示すことで徴収率を上げている自治体もあります。経済的問題も深刻さを増す手前で手を打てば、生活再建しやすくなります。生活再建ができれば、滞納した税金を払うことができます。

村では、取り立てありきではないと思いますが、どのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） お答えします。

国保税ばかりではなく、村税等の滞納者に対する接し方ということで、税務課のほうとしましては、取り立てばかりではなく、まず生活状況、当然、税を負担できるかどうかの能力を、事前に財産とか給与の関係とか、その辺を調べて、善良な納税者がおりますので、そちらのほうと比較して、あまりに、財産があるにもかかわらず未納があるという場合には、強制的に滞納処分を行うということもしています。

またあと、あまり高額で滞納されている方につきましては、白河地方広域市町村圏

整備組合のほうで、滞納整理課のほうにありますので、そちらのほうに徴収権を移管して、徴収のほうに当たっていただくという形で、今も進めております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 先ほど申しましたけれども、差し押さえの件数が西郷村はちょっと多いと耳にしたので、そういったところで、どうなのかなと思ってお聞きしたんですけれども。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○税務課長（伊藤秀雄君） それでは、お答えいたします。

平成30年度に差し押さえということで、件数、延べの人数になるのかな、差し押さえの種類としては、預金の差し押さえ、所得税の還付金の差し押さえ、給与差し押さえ、自動車税還付金の差し押さえ、あと生命保険保険料の差し押さえという、もろもろ、いろいろありますが、債権差し押さえということで、平成30年度では合計で867件、これは人数なのかな。それで、実際に、そのうち、国保税の滞納がある方についての滞納処分、差し押さえ関係、合計でいきますと、全体の867件のうちの364件ということで、昨年、平成30年度は実施いたしました。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 国保に関するのは結構多いですね。800に比べて364件ですか。

国保の滞納するというのが、相当生活に困っている世帯なのかなと私は理解するんですけれども、その家庭の生活状況を見てやっているということなので、理解はしますけれども、何でもかんでも整理機構のほうに上げるというのではなくて、もっと事前に、やっぱり話し合ったり、給料も振り込みなので、給料を振り込むと、すぐ差し押さえられちゃうという話もちょっと聞いたことがあるので、そういったことのないようにやっていただければと思います。

先ほど来から言っていますけれども、国保税は、所得に保険税率を掛ける所得割に加え、家族の人数に応じて掛かる均等割と世帯に定額に掛かる平等割を合計して算出されます。協会けんぽには、収入に保険料率を掛けて計算する所得割だけです。均等割と平等割はありません。国保税を重くしている要因は、この国保特有の均等割と平等割があるからです。

平等割は、高所得でも低所得でも同じ金額を負担しなければなりません。均等割は、所得にかかわらず、人間の頭数に応じて課税する原始的で過酷な人頭税のようだと批判が上がっています。また、少子化対策で子育て支援を叫ばれている中、子育て支援に逆行するという指摘を受けて、独自に減免する自治体が増えてきています。

お隣の白河市でも、今年度から18歳まで全額免除されました。村でも子育て支援として、18歳まで子どもに係る均等割を減免するべきと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

国民健康保険税の課税につきまして、西郷村では平成30年度から、所得割・平等割・均等割の3方式を行っているところでございます。

この均等割でございますが、こちらは現在、県内の全ての市町村が採用しているもので、国保に加入していれば、子どもの人数分も課税の算定に含まれています。

答弁にもありましたけれども、均等割について減免を、県内でも実施している市町村があると聞いております。議員おただしの子どもの均等割軽減策について、減免した場合の財源をどうするのか、対象年齢や減額の額、高額所得者も対象にするのかなど、いろいろ議論を含め、研究しなければならないと思っております。

先ほども課長が申し上げましたが、国民健康保険税は30年4月から、県と市町村による共同運営となっておりますので、そのためもありますけれども、他市町村の動向を見ながら、まずは研究、調査してまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 他市町村の動向を見ながらという発言は、村長、よくなさるんですけども、やっぱり村長は西郷村の城主ですから、そういった意味では、西郷村の城主であって、西郷村の生活、子どもたちの支援をどうするかというのを、やっぱり考えていただきたいなと思います。

村長は今年の9月議会で、私の一般質問に対して、均等割軽減策について、対象年齢や軽減の額、高額所得世帯も対象にするかなどの議論を含め、調査研究を行い、今後検討していきたいと考えておりますと答弁しました。

この答弁を受ければ、今村長が答弁したような答弁と同じなんですけれども、もう既に、私が質問して1年になりますけれども、これまでそういった検討というか、してこなかったのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） まず、近隣市町村、数少ないものですから、その辺の、まずは足並みをそろえるというか、ちょっと、もう少し研究していきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 足並みをそろえるということで、この辺だと、白河市に次ぐ人口を持っている西郷村なので、白河市は、もう既に今年の4月から実施をしているということなので、ぜひ真剣に考えていただきたいなと思います。

この子どもに係る均等割ですか、これはやはり、私、今年の9月議会の中で担当課長のほうからお聞きしましたけれども、そこの中で、子ども1人に課税される金額を聞きました。その答弁ですと、子ども1人に課税される均等割の額で、医療分、後期高齢者支援分の合計で、1人当たりの平均割の額は、基本額が医療分が2万3,000円、後期高齢者分が9,110円、合計で年間3万2,110円とのことでした。子育て世帯では大変な負担になると思います。

子どもの人数が増えれば増えるほど、国保税が増えていきます。少子化対策や子育て支援に逆行していると思いますが、こういったことも検討するということなので、

考慮して、これじゃ本当に子育て支援の逆をいっていると。

今全国では、全額補助しているところも、福島県だと、南相馬市なんか全額補助制になったんですけれども、18歳まで。ほかの自治体を見ると、やっぱり半額補助とか、3分の2子、3子は無料にするとか、免除するとか、3割補助とか、多くの自治体でやられていますので、そういったところもよく勘案しながら、検討していただきたいと思います。

この問題につきましては、全国知事会や市長会、町村会などで、国に対して、均等割保険税軽減措置を求めています。これはもう、4年前ぐらいから求めているんですけれども、こういった地方議会でも、その声を受けて、今全国で発せられています。こういったことが国を動かすのかなと思いますので、ぜひ村としても、やっぱり意見書を上げるなり、そういった町村会の中で発言をして、子育てに逆行するような、こういった制度はやめるべきだということで、村長も言っていただきたいと思います。

検討するということなので、真剣に検討を求めまして、次の質問に入りしたいと思います。

次に、デマンド型乗り合いタクシーについてお伺いいたします。

高齢化社会に向けた地域交通システムとして、デマンド型乗り合いタクシーが全国に波及してきています。

高齢者ドライバーによる悲惨な事故が毎日のように起きて、子どもたちを含めた多くの方々が犠牲になっています。公共交通が充実していない地方では、運転免許証の自主返納も難しい環境になっています。マイカーにかわる充実した公共交通システムが求められています。

村でも、生活路線にかわる新たな交通システムとして、平成31年1月から、デマンド交通の実証実験が実施されております。

これまで、午前中が外出支援事業として運行して、午後2時1本ですかね、これがデマンド型交通として、実証実験として村はやってこられましたけれども、私に言わせると、これまでの実証実験は、あまり村民のためになっていないのかなと思います。

昨日の同僚議員からも、これまでの経過をお聞かせくださいということでしたけれども、その辺は、昨日の同僚の質問で了解をいたしました。

今度7月から始まるデマンド交通実証実験、これが本当の、これから本番に向けての実証実験になると思いますけれども、この件について、何点か質問させていただきます。

広報によると、運行行程が、7時から1時間ごとに10時まで用意されていると。そのほかに、午後1本走るといことですが、この運行は何台で実証実験をやるのか、お伺いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

7番藤田節夫君の一般質問に対する答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） 7番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

何台の車両で運行するかのおたがしでございすが、ご質問でございすが、現在は、西郷村を北部・中部・南部の3つの区域に分け、それぞれの区域に1台の車両を配置して送迎を行っております。

7月からにつきましては、村内全域をこの3台の車両で賄い、予約の状況によりまして、同時に運行する台数の調整を行うことで、待機車両等による長距離送迎や帰りの送迎など、柔軟に対応できるシステムを考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これまでは、高齢者外出支援バス、支援事業ですか、ということで、高齢者に限って、週1回だけ利用できるというふうなことで、デマンド型タクシーはそういうふうに、ちょっと交代したということだけなので、先ほど来ずっと出ていますけれども、昨今の高齢者による事故等もありますので、そういった意味では、よく広報して、いろんな人にやっぱり、こういった便利なシステムができたよというようなことがあれば、相当、募集する方がたくさんいるのかなと思いますので、そういった意味では、広報のほうをしっかりとやっていただきたいと思います。

この事業運営というか、それはどちらでやるんですか。会社というか。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

事業運営につきましては、現在行っております白河観光株式会社さんのほうにやっていただくこととなります。

外出支援事業についても、同会社で現在も行っておりますので、スムーズな運行が期待できると思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 広報にしごうによりますと、利用対象者は、村に住所がある方で、乗降に介護の必要のない方で、年齢の制限はないということですが、先ほど来、ヘルメットの関係でもお話ししましたがけれども、中高生のことは、これには全然載っていません。ましてや、先ほども申しましたがけれども、羽太方面とか追原方面等は、バス利用が不可能というか、そういう状況なので、ぜひこういった子どもたちにも、子どもたちが利用できるようにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

現在、広報関係につきましては、広報にしごう6月号に掲載したところです。また、

現在利用されております外出支援事業の利用者には、直接郵送、案内いたしました。

ご指摘の学生、小・中学生とか学生とかにつきましての利用なんです、利用については制限を設けておりませんので、利用可能となっております。

ただ、このデマンド交通実証実験であります、予約状況によっては、9人まで1台の車両に乗車できるのですが、9人入った場合、各個人の自宅まで回るのに、かなりの時間を要することも想定されます。ですので、路線バスみたく、この停留所に何時何分にバスが来て、例えば、学校前にバス停があった場合、そのバス停に何分に着くというような明確な時刻は、実際その日の利用状況によって、到着時間が変わってくるということで、そういった児童・生徒につきましては、非常に利用がしづらい面も、デマンド交通ではあるのかなということは認識しております。

ただ、利用状況によっては十分、時間を勘案していただいて、朝7時からなんです、乗車していただければ、可能なこともありますので、ある程度時間を余裕を見て、利用していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 利用状況によってということですけども、自転車通学ができないと、先ほど来言っていますけれども、けがをしたり、骨折をしたり、明日台風だよというとき、事前に前の日にわかるので、そういった意味では、そういった予約を受け付けるようにしていただきたいと思います。

車が3台ということで限定するのか、そういった、白河観光のほうで別な、いっぱいになった場合ですよ、予約がたくさんになった場合は、ほかの車も利用していただけるのか、出していただけるのか。そういったことも、やっぱり鑑みて、進めていただきたいと思います。

それと、介助の必要がない方と書いてありますけれども、体に障がいがある方もたくさんいると思うんですけども、そういった方の利用はどうなるんですか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

介護認定会で認定を受けている方で、介助が必要な方については、今現在、同業者であります、白河観光さんのほうの孫の手タクシーというのを利用していただいています。有償の運送になるんですが、そちらの利用ということになっております。

こちらのデマンドバスについては、やはり、そういった時間的な制約もありまして、一人一人介助をしながら乗車するということは、かなり難しいかなというふうに考えておりますので、そういった方々については、別な手当とございますか、そういった、有償になりますが、介護タクシーのほうを利用していただいております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 介護のほうは、介護のほうからお金が、補助が出たりなんかしていると思うので、ここにも書いてありますけれども、障がいを持った、視力障がいと

か、多分いると思うんですけども、そういった方は、運転手が手を添えなくても、介護者とか、同じ利用者が助けてあげるとか、そういった方もたくさんいると思うんです、いろんな障がいを持った方が、身体的にね。そういった方の対応はどうなるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

障がい者の方につきましては、原則として、今のところ、制限はかけておりません。

ただやはり、ご自分のみでは乗車等が不可能な場合であるときには、介護の方を付けていただくとか、そういった利用しながらの乗車ということになるかと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それと、原発事故で避難している方が、西郷村にも相当いると思うんですよ。家を建てているけれども、だけれども、住所はまだ異動していない。そういう方もたくさんいるし、高齢化しておりますので、そういった方はどうするのかと、あとは、出産等で田舎に帰ってくる、実家に帰ってきて、病院に行きたいという方の対応、要するに、ここだと、村内に住所がある方ということなので、そういった方もいると思うので、そういった方の利用はどうなるんでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

避難者の方ですとか、あとは、お産でこちらに帰省される方等につきましては、現在、実証実験の段階でございます、どのぐらいの費用がかかるのか、どのぐらいの負担割合を求めるかということの実証実験、あと運行がうまくいくのかということで行っております。

先ほど申された避難されている方とかにつきましては、今後、この実証実験の中で検討していきまして、本格実施となった場合については対象とする、しないというのを、今後それは検討していく課題かなと思っております。現在のところは対象者としておりませんので、ご理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 対象外ということですけども、実証実験段階でも、やっぱり村に住んでいるには変わりがないので、いずれは住所を最終的には持つてくるので、そういった人たちも含めて、やっぱり広報したほうがいいのかと私は思いますので、ぜひ、できたらお願いしたいと思います。

それと、利用登録についてですが、広報によると、申請書は村ホームページからダウンロードして記入するか、企画政策課まで連絡くださいと書いてありましたが、これまでの実証実験と内容が大分異なりますので、前回同様、回覧などを通じて、全戸配布するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

先ほども若干触れさせていただきましたが、広報6月号で、第1弾として掲載して広報しております。あと、実際に登録が今までありました外出支援事業者の方には、直接郵送で案内をさせていただいております。

現在、ホームページからダウンロードと、あと、直接企画政策課までということになっておりますが、やはり、ちょっとまだ、外出支援事業者の登録者242名に対して、こちらデマンドの登録者も171名ということで、登録率が71%と、ちょっと低いかないという数字になっております。これを考えますと、やはり周知が足りない部分も多々あるのかなと認識しておりますので、再度、申し込みしやすいようなことで、議員さんおっしゃられるように各戸配布というようなことでも、今後行っていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 高齢者による運転免許証の返還なども、実質、早急というか、喫緊の課題になっていきますので、もう少し、ホームページでダウンロードで出して、それでやれといっても、我々クラスだって、なかなか難しい部分がありますので、ぜひわかりやすく、村民に知らせていただきたいと思えます。

もう既に村のほうに何名か、これについて問い合わせがきているということも聞いていますので、後から、知らなかったみたいなことのないようお願いしたいと思えます。

あと、登録申請書がありますけれども、1枚で1名、1人、デマンド型を利用する人は1名しか書けないようになっているんですけども、中島村でやっているのを見ると、1枚の紙に1世帯で、利用する人はそこに書けるというような状況の登録申請用紙になっているので、ぜひそういったところも改善してほしいと思えます。

次に、乗降場所について伺います。

村内の移動については、ある程度、融通できるようにするべきではないでしょうか。商店についても、大型商店だけになっていきますが、小売店も含め、運行拠点について検討すべきだと思いますが、伺います。

また、中島村では、村内は全てどこでも可能ということになっていきますので、その辺も含めて検討していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

まず、第1点目の申請方法について、現在、利用者1名1枚という記入の方法になっております。こちらにつきましても、ちょっと、外出支援事業の利用者から移行する方のことも考えて、併用して申請書を作成した経緯がございます。そのため、ちょっとわかりづらいという意見も、新規の方から出されておりますので、議員ご指摘のとおり、家族で複数登録される場合もございますので、なるべく利用者の負担にならないような様式へと変更したいと考えております。

また、第2点目の主な乗降場所について、大型店等だけではなく、ほかの店舗等の利用もということのご質問でございますが、まだ、7月から新たに、午前7時から運

行が変更となります。始まったばかりですので、どのぐらいの方が、利用者は増えるかと思っておりますので、こういった場所に希望されるのかということを検証してからでないと、あちこちに止まりっ放しの状態になってくるかと思っております。

ですので、運行形態が、しばらく様子を見ないと落ち着かない、どのような経路で利用されるのかというのがわからないものですから、第1段階といたしましては、今まで従来行っておる乗降場所で運行していきたいと。

その後の利用も、アンケート等によって、こういった場所も利用したいとか、そういう意見が出てきましたら、その時点以降になってしまうかもしれないんですが、乗降場所の変更とかについては考慮しながら、検証して考慮しながら、対応させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 運行しながら検証していきたいということなんですけれども、先ほど来申し上げていますが、中学校含めて高校ですね、白河市内にある高校3校も付け加えていただければと思っておりますので、要望しておきたいと思っております。

それと、登録申請書の内容で、送迎の場所を記載するようになっていますが、現住所ならかまわないということで、※印ですね、出発地を自宅とするときは記載不要で、自宅以外を登録地とするときは地図を添付してくださいとなっておりますが、これ、具体的にこういった状態の人をいうんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

すみません、ちょっと、大変申しわけございませんが、そこまで把握しておりませんでした。申しわけございません。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今回の異動で、大分課長もやることがいっぱい、手が回らないというところがあるんでしょうけれども、この問題については、議会としても今年の1月17日に、福祉の推進に関する特別委員会を開催し、担当課を呼んでデマンド交通の実証実験や今後の経過について説明を受け、検討をしてきました。

特別委員会では、各委員の意見等を添付して、執行部と担当課に渡してあると思いますが、今回の点を見ると、各議員から出された意見があまり反映されていないように見受けられます。

今回の機構改革で、今申しましたけれども、担当職員も大幅にかわり、大変だとは思いますが、私たち議員の意見も参考にしながら、また村民や利用者の意見等も聞き、西郷村の地域にあったデマンド型乗り合い交通の本格運行に反映していただきたいと思っております。

村長は、新たな交通システムの導入が喫緊の課題として認識し、村にとってよりよい公共交通システムとして、デマンド型乗り合いタクシーを早急に導入できるように努めていくことを表明しています。移動手段を持たない交通弱者や、免許返納などに

より移動手段をほかに求めることになった人々の交通手段の確保のために、公共交通は必要不可欠なインフラであるとの認識も広がってきています。

これからの社会、そして西郷村においては、高齢化に対応した交通手段の確保は、将来につながる安全と地域での生活を確保することにつながっていくと思いますが、最後に村長の考えをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

足の確保ということは、昨日からの各議員からのご質問で十分認識しております。それで、今年、実証実験をやっているわけですが、いろいろな提案がありました。シニアカー、タクシー券とか、そういうのも勘案しながら、来年は実施方向で考えていますけれども、これ、100点という答えはないかと思うんですね。

まず、本格実施しながら、いろいろな問題をその都度その都度クリアして、村民のための足となるような施策を考えていきたいと思っておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） じゃ、以上で一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

6月17日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後2時42分）